

# 少額投資非課税制度（つみたて NISA）についてのご注意事項

少額投資非課税制度(つみたて NISA)をご利用いただくにあたり、以下のご注意事項をご確認のうえ、お申し込みください。

## ご注意事項

- ① **非課税口座開設には**、お申し込み受付後、所轄税務署の確認手続きを含め、**1 か月程度かかります**。  
非課税口座開設の完了は、**「少額投資非課税口座開設のご案内」の郵送等により**、お知らせします。  
**非課税口座開設までの間にご購入いただいた投資信託は、課税扱い**となります。  
非課税口座開設完了後に、**自動積立契約により新たにご購入いただいた投資信託**が非課税扱いとなります。  
特定口座・一般口座（課税扱い）で保有している投資信託の、非課税口座への移管はできません。
- ② 当行は、つみたて NISA 対象金融商品のうち、長期・分散投資に適した**公募株式投資信託のみ取り扱っております**。  
**NISA とつみたて NISA は、同一年において併用できません**。
- ③ 同一年に、非課税口座は **1 人 1 口座（1 金融機関）**しかご利用できません。
- ④ つみたて NISA の**非課税投資枠は、年間 40 万円**です。  
つみたて NISA で保有している投資信託を売却しても、その分の非課税投資枠は再利用できません。  
このため、短期間での売買を行うことを前提としたお取引は適しません。  
なお、2024 年以降は NISA 制度の改正により、新しい NISA 口座が開設され、非課税投資枠が変更となります。  
つみたて投資枠は 120 万円、成長投資枠は 240 万円となります。
- ⑤ つみたて NISA の非課税投資枠の利用基準日は、**買付注文日ではなく受渡日**です。  
クリスマスや年末の海外休業日等により受渡日が年をまたぐことがあります。  
その場合、**受渡日の属する年（翌年）の非課税投資枠を利用**することとなるため、1 年間の積立金額が 40 万円（上限額）になるようにお申し込みいただいていたとしても、翌年末に非課税投資枠を超過し、**課税（特定口座・一般口座）購入**となることがあります。
- ⑥ 非課税口座の損失は税務上ないものとされ、**損益通算、繰越控除はできません**。
- ⑦ 投資信託の分配金のうち、**元本払戻金（特別分配金）は従来から非課税**であり、非課税口座においては、制度上のメリットを享受できません。  
2023 年までに非課税口座で購入した投資信託からの分配金を再投資する場合、2024 年以降は課税扱いでの再投資となる見込みですが、詳細が決定次第お知らせします。
- ⑧ 同一の投資信託を複数年分の累積投資勘定で購入している場合、**累積投資勘定の年分を選択して売却することはできません**。
- ⑨ 非課税期間終了時の課税口座（特定口座・一般口座）への移管  
**移管時点の時価評価額が、課税口座（特定口座・一般口座）での取得額**とみなされ、特定口座（特定口座が未開設のお客さまは一般口座）に移管されます。
- ⑩ つみたて NISA で保有している投資信託を**他の年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に移管することはできません**。
- ⑪ 2023 年末時点で利用可能な非課税口座を**当行**で開設している場合、**2024 年に当行に新しい NISA 口座が自動開設**されます。2024 年以降、現行のつみたて NISA 口座においては新たに投資信託の購入ができません。

# 補足事項

表面でご説明差し上げたご注意事項についての補足事項です。ご一読いただき、不明な点がございましたら、担当者へお尋ねください。

## ①について

- ※ 非課税口座の開設に関し、所轄税務署の確認等のため、マイナンバーの告知および住所等確認書類の提出が必要です。マイナンバーの告知がない場合、住所等確認書類をご提出いただけない場合や、税務署による審査の結果、開設不可となった場合は、非課税での投資ができないことがあります。
- ※ 複数の金融機関に重複して申し込みされますと、最も希望される金融機関で非課税口座が開設されない場合があります。また、非課税口座の開設が大幅に遅れる場合があります。
- ※ 非課税口座開設後のキャンセルはできませんが、廃止は可能です。非課税口座を廃止した場合、所定の手続き・要件の下、非課税口座を再開設することが可能ですが、すでに上場株式等を受け入れた年分については、再開設はできません。
- ※ 各年における非課税投資枠を、累積投資勘定といい、勘定設定期間は 2018 年～2023 年です。
- ※ 非課税口座では、スイッチングを利用できません。
- ※ つみたて NISA での購入を希望される場合は、投資信託自動積立申込書で、非課税(つみたて NISA)口座優先を指定してください。(ゆうちょ通帳アプリ、ゆうちょダイレクトの場合は積立契約申込画面で「【つみたて NISA】〇〇(ファンド名)」と表示されたファンドを選択し、つみたて NISA が指定されていることを確認してください)
- ※ 非課税口座開設完了前に非課税口座を優先とする自動積立契約をお申し込みいただいたとしても、開設までの間、ご購入いただいた投資信託は、非課税対象外となります。(ゆうちょ通帳アプリ、ゆうちょダイレクトの場合は開設までの間、つみたて NISA を指定した自動積立契約はお申し込みいただけません)
- ※ 現在、特定口座・一般口座・NISA で購入している自動積立契約を、つみたて NISA で購入するように変更することはできません。つみたて NISA を指定した新規契約のお申し込みが必要です。
- ※ 自動積立購入と分配金再投資購入では、翌年につみたて NISA の非課税投資枠が発生した場合、非課税投資枠がある限り、自動的につみたて NISA で購入します。ただし、2024 年以降の新しい NISA 制度においては、課税扱いとなる場合があります。
- ※ つみたて NISA で保有する投資信託の個別元本、運用損益(トータルリターン)は、ファンドコードが同一の場合、特定口座・一般口座と合算で管理いたします。
- ※ 非課税口座開設後、基準経過日(開設してから 10 年以上を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日)から 1 年を経過する日までの間にお客さまの氏名・住所の確認を行います。基準経過日から 1 年を経過する日までの間に確認が行えない場合、以後は非課税扱いになりません。
- ※ 現在つみたて NISA でご契約中の積立契約は、2024 年 1 月以降、新しい NISA 制度の中でも引き続き積立可能となる見込みです。

## ②について

- ※ NISA または つみたて NISA の選択は、所定の期限までにお手続きいただくことで、1 年単位で変更できます。変更しない場合、前年に選択されたものを継続します。なお、2024 年 1 月以降は つみたて 投資枠・成長投資枠が併用可能です。
- ※ 当年の非課税投資枠を使用した場合、当年分を変更することはできません。
- ※ 2024 年以降の年分の勘定種別を変更することはできません。
- ※ つみたて NISA に係る自動積立契約により買い付けた投資信託の信託報酬等の概算値を、原則として年 1 回通知いたします。
- ※ つみたて NISA によるお取引では、販売・解約に係る手数料、取引口座の管理・維持等に係る口座管理料はいただいておりません。

## ③について

- ※ 金融機関の変更が可能であるため、複数の金融機関に非課税口座を保有できますが、各年において 1 つの非課税口座でしか投資信託を購入することができません。また、非課税口座内の投資信託を変更後の金融機関に移管することもできません。
- ※ 金融機関変更は、所定の期間内に元の金融機関に「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。すでに上場株式等を受け入れていた年分については、金融機関の変更はできません。

## ④について

非課税投資枠は下表の優先順位で使用されます。

	内容
(1)	購入(分配金再投資、自動積立を含む)が複数ある場合、約定日の順に使用します。
(2)	約定日が同一の場合、「分配金再投資購入」「一般購入※」「自動積立購入」の順番に使用します。 ※ 自動積立購入および分配金再投資購入によらない、ゆうちょ銀行本支店および郵便局、ゆうちょ通帳アプリ、ゆうちょダイレクトで受け付けた購入。
(3)	約定日が同一の分配金再投資購入が複数ある場合、ファンドコードの昇順に使用します。
(4)	約定日が同一の一般購入が複数ある場合、申込の順に使用します。
(5)	約定日が同一の自動積立購入が複数ある場合、契約番号の順に使用します。

- ※ 自動積立購入と分配金再投資購入の合計購入額が非課税投資枠を超過した分は、自動的に課税(特定口座・一般口座)購入となります。
- ※ 1 年間の積立金額が 40 万円(上限額)になるように、つみたて NISA で自動積立契約をお申し込みいただいたとしても、購入額は非課税投資枠内で購入できる口数に基準価額を乗じて算出するため、非課税投資枠が一部使用されない場合があります。
- ※ 非課税投資枠の残額を、翌年以降に繰り越すことはできません。
- ※ つみたて NISA を利用する場合、以下の要件を満たし、つみたて NISA に係る自動積立契約をお申し込みいただく必要があります。
  - ・ 終了月を指定しない(継続的な契約であること)
  - ・ 毎月の申込金額は、積増月(1 年の内、任意に指定する 2 つ以内の月)を除き、33,000 円以内
  - ・ すべてのつみたて NISA に係る自動積立契約を合計した、年間の積立額が 40 万円以内

## ⑦について

- ※ 分配金再投資の場合は、購入扱いとなりますので、その金額分、非課税投資枠を使用します。分配金受取方法の変更をご希望の場合は、お申し出ください。
- ※ つみたて NISA で保有する投資信託から発生した分配金は、つみたて NISA で「分配金再投資」とするか、「分配金受取」とするかの取り扱いのみです。
- ※ NISA で保有する投資信託から発生した分配金は、当年がつみたて NISA の場合、「分配金再投資」を選択しても、自動的に特定口座・一般口座で受け入れますので、非課税扱いとはなりません。

## ⑧について

- ※ 同一の投資信託を複数年分の累積投資勘定で購入している場合、先に購入した分から売却します。
- ※ 同一の投資信託を NISA および つみたて NISA で購入している場合、NISA または つみたて NISA を選択して売却できます。